自主管理手引書（例）

　　年　　月　　日 策定

１　衛生管理責任者

　　衛生管理責任者を『　　　　　　　　　　　　　　　　　　』とする。

２　衛生管理責任者の役割

　　衛生管理責任者の主な役割は次のとおりとする。

1. 自主管理手引書及び点検表の作成とその見直し
2. 従事者に対する業務内容の周知徹底
3. 衛生管理状況の確認
4. 緊急時の対策及び連絡体制の文書化
5. 従事者に対する緊急時の対策及び連絡体制の周知徹底

３　衛生管理計画及び手順等の作成、記録、評価、改善

(1)　換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、次の点検表等を整備保管する。

1. 入浴設備の系統図（別紙平面図のとおり非循環式かつ毎日換水）
2. 点検表

 (2)　衛生管理のために必要な手順は、島根県公衆浴場法施行[条例別表の２](http://reikibase.office.ycan/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)（６　公衆浴場法施行条例に基づく衛生管理を参照）を満たすものとし、具体的には次の手順とする。

1. 日常の清掃及び消毒の手順は、点検表のとおりとし、毎営業日実施する。
2. 設備の点検や水質検査の頻度については次のとおりとする。

　・シャワーヘッド及びホースは６か月に１回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を１年に１回以上行う。（点検〇月、〇月頃、スケールの洗浄・消毒〇月頃）

　・レジオネラ属菌に関する水質検査は、1年に1回以上実施する。（毎年〇月頃）

③実施した清掃・消毒等は点検表に記録する。

 (3)　記録した点検表及びレジオネラ属菌に関する水質検査結果は、事故発生時の原因究明と速やかな対策実施のため、また、保健所等からの求めに応じて速やかに提出できるよう、整理したうえで３年間保管する。

(4)　計画・手順の運用状況と効果を確認するため、異常発生時等に次の事項について手順書及び点検表等の記録を振り返る。その結果から計画・手順の見直しを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 計画・手順を見直すタイミング | 検討する内容 |
| レジオネラ属菌が検出された | ・原因は何か・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか・清掃の手順、頻度は適切か・貯湯槽の温度設定は適切か・ |
| 設備に生物膜が蓄積している | ・原因は何か・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか・清掃の手順、頻度は適切か・ |
| 設備を入れ替えた | ・維持管理の手順に変更はないか・ |

４　緊急時の対応

1. 衛生管理責任者は、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合又はレジオネラ症患者（疑いを含む）が発生した場合に備えた緊急時の手順を次のとおりとし、適宜見直す。
2. 緊急事態が発生した場合は、次の措置を行い、直ちに、施設が所在する県央保健所（TEL0854-84-9800）へ通報し必要な助言を受ける。

　　【緊急時の措置手順】

* 1. 入浴設備の使用を中止する。
	2. 浴槽等施設の現状を保持する。
	3. 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。
	4. 利用状況及び利用者の健康状況を調査する。
1. 事故後実施した作業内容について記録し、保管する。

５　入浴前の利用者に対する対応

　　浴槽に入る前に身体をよく洗うなど、利用者に衛生上の注意を喚起する。

６　公衆浴場法施行条例に基づく衛生管理

　　衛生管理責任者は次の衛生措置基準を遵守し、従事者に周知する。

　【公衆浴場法施行[条例別表の２](http://reikibase.office.ycan/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)（衛生措置の基準）】

(1)　営業者は、衛生管理を行うため自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知して衛生管理を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせること。この場合において、衛生管理に関する記録を作成し、3年間保管すること。

(2)　営業中は、浴場内を監視し、衛生の保持及び事故防止に努めること。

(3)　浴槽水の温度は、常に適温に保つこと。

(4)　浴場内は、十分な照度を保つこと。

(5)　洗い場、浴槽、脱衣場、洗いおけ、腰掛け等は、毎日1回以上清掃すること。

(6)　浴場内は、月1回以上ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに消毒を行うこと。

(7)　入浴者にタオル等の布類又はくしを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいもの又は消毒したものを貸与し、又は供与すること。

(8)　入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいものを貸与し、又は供与することとし、使用済みのかみそりを放置させないこと。

(9)　伝染のおそれのある疾病にかかっている従業者又はその疑いがある従業者は、医師の診断により支障がないと確認できる場合を除き、入浴者に接する業務に従事させないこと。

(10)　公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等入浴上の注意事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

(11)　薬湯を使用する場合にあっては、浴法及び含有成分を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

(12)　浴槽水及び水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。[第25号](https://krm101.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)以外の水を使用した上がり用湯水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。

(13)　貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽の生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(14)　浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保つこと。

(15)　浴槽水は、毎日完全に換水すること(常に原湯が浴槽に補給されている場合であって、その補給される1日の原湯量が浴槽の容量以上のときは、完全に換水されているものとみなす。)。ただし、消毒装置を設置している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。

(16)　ろ過器を設置している場合にあっては、1週間に1回以上ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(17)　浴槽水を循環使用している場合にあっては、1週間に1回以上、循環させるための配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

(18)　浴槽水を循環させる設備にあっては、吐出口付近に飲用できない旨の表示をする等浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

(19)　ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水(循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。)若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くアに掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めたときにあっては、この限りでない。

ア　塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

イ　結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

ウ　測定結果は、検査の日から3年間保管すること。

(20)　消毒装置を設置している場合にあっては、その維持管理は、適切に行うこと。

(21)　循環式浴槽(湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。)の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(22)　集毛器を設置している場合にあっては、その清掃及び消毒は、毎日行うこと。

(23)　シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。

(24)　洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合にあっては、その清掃は、定期的に行うこと。

(25)　水質検査については、次の基準によること。

ア　水道水以外を使用した上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水にあっては1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合にあっては、1年に4回以上)レジオネラ属菌について検査を行うこと。

イ　検査結果は、検査の日から3年間保管すること。

ウ　検査結果が第12号に掲げる基準を満たさない場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。

(26)　気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(27)　回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(28)　浴槽水を河川又は湖沼に排水する場合にあっては、環境保全のための必要な処理を行うこと。

公衆浴場における衛生等管理要領のⅢ衛生管理を参考に作成した点検表（例）

※１　作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 場所 | 清掃及び消毒 | 実施日 | 実施日 | 実施日 | 実施日 | 実施日 |
| 脱衣室内の人が直接接触するところ（床、壁、脱衣箱、体重計等） | 毎日清掃１か月に１回以上消毒 |  |  |  |  |  |
| 浴室内の人が直接接触するところ（床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等） | 毎日清掃１か月に１回以上消毒 |  |  |  |  |  |
| 浴槽 | 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。 |  |  |  |  |  |
| シャワー | 少なくとも週に１回、内部の水が置き換わるように通水シャワーヘッドとホースは６か月に１回以上点検し、内部の汚れとスケールを１年に１回以上洗浄、消毒 |  |  |  |  |  |
| 集毛器 | 毎日清掃、消毒 |  |  |  |  |  |
| 貯湯槽 | 60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難い場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒（注）※１設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと |  |  |  |  |  |
| 浴室内の排水口 | 適宜清掃、汚水を適切に排水 |  |  |  |  |  |
| 空気調和装置（フィルター等）、換気扇 | 適宜清掃 |  |  |  |  |  |
| 飲用水を供給する受水槽、高置水槽 | １年に１回以上清掃（注）※４ |  |  |  |  |  |
| その他の給水、給湯設備 | 必要に応じて清掃、消毒 |  |  |  |  |  |
| 便所 | 毎日清掃し、防臭に努め、１か月に１回以上消毒 |  |  |  |  |  |
| 排水設備（排水溝、排水管、汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等） | 適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち、１か月に１回以上消毒 |  |  |  |  |  |
| その他の施設（娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等） | 毎日清掃６か月に１回以上消毒 |  |  |  |  |  |
| 施設の周囲 | 毎日清掃 |  |  |  |  |  |